

令和3年度単価契約物品見積要領

市では、令和3年度において、別添の文書に記載の物品を単価契約により購入します。
納入希望の方は、下記の要領に従って見積書を提出して下さい。

記

1. 見積物品及び購入予定数量

別添の「令和3年度 単価契約物品 判断基準・配慮事項」に記載のとおり。

(ただし、数量については多少の増減あり)

2. 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 納入方法

市から発注があるごとに、その都度、指定する期日までに現品を市が指定する場所へ納入する。

4. 納入場所

市役所及び市内小・中学校、保育園、清掃センターなど出先機関

5. 見積書提出期限

令和3年2月26日(金)正午必着

6. 見積書提出先

境港市役所総務課管財係(見積書は封筒に入れ、封をして提出すること)

7. 納入資格

『境港市物品・役務等契約希望者登録名簿』に登録のある市内業者

※ 登録申請は随時受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

8. 見積の方法

別紙「令和3年度 単価契約物品見積書」に記入し、提出すること。

9. 見積書記入要領

- ① 住所・販売店名・電話番号を記入のうえ押印すること。
- ② 見積単価及び定価は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
(見積単価は小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入)
- ③ 見積物品は、別紙「令和3年度 単価契約物品 判断基準・配慮事項」の品名欄に掲げるもので、判断基準・規格等を満たし速やかに納入可能な ものに限る。
- ④ 境港市では、グリーン購入法の判断基準を満たした物品を率先して購入している
ので、別紙判断基準に適合したものを記入すること。
- ⑤ 用紙類のNo.1～3のPPC用紙は、別紙で示した基準を満たしたものを記入すること。

なお、判断基準を満たしていることがわかるもの(カタログ等の写し)と見本のPPC用紙10枚を令和3年2月22日(月)までに提出すること。

(裏面あり)

- ⑥ 雑品類のNo.3 のトイレtpーパーは「規格等」の欄にロール幅×1ロールの長さを記入し、「備考」の欄に1m当たりの金額(小数第三位を四捨五入し、小数第二位までとする)を記入すること。
なお、グリーン購入法適合・グリーン購入ネットワーク掲載であることがわかるもの(カタログ等の写し)を添付すること。

《注意事項》

- ◎ 見積書の記載事項を抹消、訂正又は挿入したときは、これを証印しなければならない。
- ◎ 金額、店名、印影、その他の記載事項が確認しがたく、また重要な文字の誤脱した見積書、鉛筆で記載した見積書又は見積に関して不正の行為があった見積書は無効とする。
- ◎ 提出した見積書は、これを取り替え、内容を変更し、又は取り消すことはできない。
- ◎ 見積書の提出後において、見積に付する事項及びその他の内容が不明確であるとして、異議を申し立てることはできない。

10. 開札日時

令和3年2月26日(金)15時

11. 契約業者の決定方法

物品の種類ごとに、有効な見積を行った者のうち、最低の価格で見積した者を契約の相手方とする(トイレtpーパーについては、1m当たりの価格で比較する)。ただし、同額の見積があった場合は、下記の日程でくじにより決定する。該当の業者には電話にて通知する。

(1) 日程 令和3年3月1日(月)10時

(2) 場所 後日、該当の業者に電話にて通知する

12. 契約額

契約額の決定は、見積者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加えた額とする。

【お問い合わせ先】

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地

境港市役所 総務部総務課管財係

電話:0859-47-1013

FAX:0859-44-3001